一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和4年10月)

【注意事項	1

- 1. 試験時間は、60分間です。
- 2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
- 3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
- 4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
- 5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。 なお、試験は不合格となります。
- 6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。 係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室して ください。
- ※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名			

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注	:意	事.	項)
(1-1	-10	J-	/ /

1. 本問題中「事業者」とある	るのは、「	「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指しる	た り っ
-----------------	-------	----------------------	-------

- 2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。
- I. 次の1から29までの文章で、正しいものには \bigcirc 印を、誤っているものには \times 印を () 内に記入しなさい。
- 1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。(道路運送法第1条) (○ ○)
- 2. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。(道路運送法第2条)

 (\bigcirc)

3. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。(道路運送法第3条)

(\times)

4. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。 (道路運送法第4条)

 (\bigcirc)

5. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に 処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過している者であるとき、 許可をすることができる。(道路運送法第7条)

(\times)

6. 事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。(道路運送法第9条の2)

 (\times)

7. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。 (道路運送法第10条)

 (\bigcirc)

8. 事業者は、いかなる事由があろうとしても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。 (道路運送法第13条)

 (\times)

9. 一般貸切旅客自動車運送事業の営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受る。(道路運送法第15条)	ける	必要ス	があ
	(×)
10. 事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、むを得ない場合はこの限りではない。(道路運送法第16条)	天災	その作	也や、
	(O)
11.貸切バスは、営業区域内から営業区域外への運送は行えるが、営業区域外から営業区域行えない。(道路運送法第20条)	内へ	の運	送は
	(×)
12. 事業者は、事業用自動車の数が200両以上でなければ、安全統括管理者を選任する必要 (道路運送法第22条の2)	要は、	ない。	
	(×)
13. 事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、そ車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この附(道路運送法第25条)			
	(\circ)
14.貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。(道路運送法第29条)			
	(×)
15. 事業者は、無償である場合に限り、その名義を他人に利用させることができる。 (道路運送法第33条)			
	(×)
16. 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く 事業を休止し、又は廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届			
ならない。(道路運送法第38条)	(×)
17. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。(道路運送法第40条)			
	(\circ)

18. 道路運送法関係法令では、事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければなされていますが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。(運輸規則第2条)	らな	いと	規定
	(×)
19. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なればならないが、氏名及び住所を明らかにしない者に対してはこの限りではない。(運輸規則		3条)	なけ)
20. 事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを 合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに当該運送の終了の日から1年間 ればならない。(運輸規則第7条の2)			
21. 事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。 (運輸規則第15条)	(×)
22. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のたる置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。(運輸規則第18			な処)
23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。	当該		,
(運輸規則第24条)	(0)
24. 事業者は、運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に表示を行うとともに、これを運転者に携行させなければならない。また、運行指示書を運行の終3年間保存しなければならない。(運輸規則第28条の2)			
	(×)
25. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなけれ (運輸規則第35条)	ルばれ	ならな	よい
	(0)
26. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はない。 (運輸規則第42条)			
	(×)

27.	道路運送法関係法令には、	事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公
表し	なければならない事項が定	*められている。

(運輸規則第47条の7)

/		١,
1	()	
1	()	

28. 旅客自動車運送事業の乗務員は、旅客の現存する事業用自動車の中で喫煙してはならない。 (運輸規則第49条)

 (\bigcirc)

29. 事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理を補助する者を選任した場合はこの限りではない。(運輸規則第68条)

(\times)

- Ⅱ. 次の各文中の()の部分にあてはまる語句を下から選び、()内に記号を入れて下さい。
- 30. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、(ウ)年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。(道路運送法第8条)

ア. 2 イ. 3 ウ. 5 エ. 6 オ. 10

31. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を (イー)結果を生ずる競争をしてはならない。(道路運送法第30条)

ア. 助長する イ. 阻害する ウ. 確保する

32. 旅客自動車運送事業者は、疾病、疲労、(ウ) 状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。(運輸規則第21条)

ア. 運転が可能な イ. 集中力が欠落した ウ. 酒気を帯びた

33. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、乗務記録を運転者ごとに記録させ、かつ、その 記録を(ア)年間保存しなければならない。(運輸規則第25条)

ア. 1 イ. 2 ウ. 3

34. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを(イ)保存しなければならない。(運輸規則第37条)

ア. 一年間 イ. 三年間 ウ. 五年間

- 35. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を (ア)しなければならない。 (運輸規則第44条) ア. 常に清潔に保持 イ. 可能な限り清潔に保持 ウ. 運行のたびに清潔に保持
- Ⅲ. 次の法令の()にあてはまる言葉を下から選び、記号を入れて下さい。

 $36. \sim 40.$

旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が(ク)で定めるところにより、主として運行する路線又は(f)の状態及びこれに対処することができる(f)がびに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を(f) し、かつ、その記録を営業所において(f)保存しなければならない。(運輸規則第38条)

- ア. 三年間 イ. 通達 ウ. 経路 エ. 法 オ. 申請 カ. 自動車
- キ. 教育 ク. 告示 ケ. 通達 コ. 五年間 サ. 運転技術 シ. 省令
- ス. 報告 セ. 一年間 ソ. 記録 タ. 届出 チ. 営業区域 ツ. 運転者